

令和4年3月29日

## 第22回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 2 2 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 29 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 令和 3 年度長岡市農業委員会の事業報告
  - 日程第 3 議案第 69 号 令和 4 年度長岡市農業委員会の事業計画について  
議案第 70 号 令和 3 年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
議案第 71 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 72 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 73 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 74 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 75 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 76 号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 4 報告第 13 号 農地法の届出通知等について  
報告第 14 号 非農地判断について
- 4 出席委員 (24 名) 別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 早川 仁、主事 涌井 唯奈  
主事 山際 賢也

開 会（午後 2 時 00 分）

- 樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を  
務めていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 (あいさつ)  
これより、第 22 回総会を開催いたします。  
欠席届の提出はありません。  
長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしてお

り、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。私において、2番、吉川勇委員、3番、岩本一男委員を指名しますので、よろしくご協力願います。

日程第 2 令和3年度長岡市農業委員会の事業報告

議長

日程第 2、令和3年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局からの報告を求めます。

広田次長

それでは、事業報告をいたします。

議案書は2ページをご覧ください。令和3年3月から令和4年2月までの事業報告となります。初めに、2ページから4ページまでは総会の開催状況となります。4ページの2月28日、第21回の農業委員会総会まで計12回の総会を開催し、議案審議をいただきました。

続きまして、4ページ下段から5ページ上段、項番2、運営委員会については、3月、9月、10月、2月に開催しております。

続いて、5ページ中段から6ページまで、3、違反転用是正プロジェクトチームの活動状況については、計9回の会議の開催のほか、3回の現地調査、総会での農業委員や推進委員への報告、市長報告、錦鯉養殖組合への説明会を行いました。

続いて、7ページ上段です。4番、全員協議会については、9月と11月に開催しております。

5番、意見書については、10月25日に市長と市議会議長に提出いたしました。

その下、6、会議・研修会等の状況については、9ページにかけて記載しておりますので、ご確認ください。

9ページ下段です。7番、先進地視察研修については、コロナ禍により中止とし、代替事業として農政対策委員会情報提供を7月と9月に2回発行し、12月には農政対策委員企画勉強会を実施しました。

10ページ以降は事務の実施状況となります。10ページには、農地法に基づく申請の処理や相続の届出、また国有農地の管理状況と基盤法に基づく利用権設定を掲載しております。

11ページでは、基盤法に基づく所有権移転、中間管理事業による中間管理権設定、中間管理事業による配分計画について掲載しており、12ページでは、農業者年金等について掲載しております。

事業報告は以上でございます。

議長

報告事項でございます。

日程第 3 議案第69号 令和4年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長

日程第3、これより審議に入ります。

議案第69号 令和4年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題とします。

安達農政対策委員長から報告、続いて中村農地対策委員長からも説明をお願いします。

安達隆幸委員 皆さん、こんにちは。それでは、4年度の事業計画ということですので、私、農政対策委員長の安達と農地対策委員長の中村でご説明いたします。

今ほど3年度の事業報告がございました。これを踏まえて4年度ということになるわけですが、計画としては毎年同じような文言になるかと思いますが、その中身を細かくやっていかななくてはならないなどということのようになっておりますので、ひとつお願いしたいと思っております。

それでは、議案書の14ページから16ページをご覧くださいと思います。まず、事業方針でございます。現在、我が国の農業をめぐる情勢は、コロナ禍における米消費の減退や米の需給緩和、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、農地等の利用の最適化の推進に向けた取組が急務となっております。

こうした中で、当委員会では農地の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種の事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって目に見える活動を強化してまいります。昨年度も皆さんからこういった土地の調査をいただきまして、今日も最後に非農地化の提案がございましたけれども、そういったものも進めていかななくてはというようなことでもございます。

具体的な項目についてこれから要点を申し上げますけれども、1の総会の開催につきまして、例年どおり月1回開催していきます。

2、検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催につきましては、委

員の資質向上のため、先進地視察研修等の各種研修を実施するほかに、農業・農政等の諸課題を協議するための検討会や地域協議会を開催してまいります。私ら運営委員会で時々話をしているわけですが、地域協議会での活動内容をその地域だけではなくて全員でやっぱり共有していこうという話も出ておりますので、そういったものも工夫しながら進めていきたいと思っております。

3番目になりますけれども、地域相談活動・農地利用集積活動については、関係団体と密接に連携し、人・農地プランの実質化に取組とともに、地域や農家が抱える個々の課題に対し積極的に相談に応じ、その解決に努めてまいります。今こういった活動は大体農協さんが窓口になっておまして、そこで解決する事項が多いという地域も聞いておりますが、農協さん等に問いかけながら、一体となって進んでいくという方向も探っていかななくてはと、そんなふうにも思っているところでございます。

では、続いて中村委員長のほうからお願いします。

中村正行委員 中村でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、15ページ、4、農地パトロール・農地利用状況調査及び現地調査等の実施並びに検討についてでございます。遊休農地や違反転用防止につきましては、一昨年発足いたしました違反転用是正プロジェクトチームにより強化してまいりましたが、今後もプロジェクトチームによる会議を月1回ペースで開催し、特に違反転用につきましてはプロジェクトチーム主導による現地調査や是正方針の決定等に基づき、適正に業務を遂行してまいります。また、市のホームページやパンフレット等を活用しながら、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、委員の皆様からも日頃の農地パトロールや農地法の申請等に係る現地調査につきまして確実に行っていただくようお願いをいたします。

次に、6の農地の賃借料情報の提供についてでございます。賃借料につきましては、昨年議論を重ねた結果として、農業委員会としての総意として参考賃借料を提示いたしました。既に長岡の川西地区をはじめ、三島地区、与板地区において賃借料の見直しが実施されております。今後も米価の大幅な変動あるいは営農環境に大きな変化があった場合には、参考賃借料についてまた検討してまいりたいと考えております。

このほか、農業委員会の活動につきましては地域によっても様々であり、多岐にわたっておりますが、農業会議をはじめ、関係機関との協調、連携を密にして、目に見える活動に一丸となって取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、採決に入ります。

議案第69号 令和4年度長岡市農業委員会の事業計画について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議案第70号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議長 議案第70号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

この目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、国から通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき実施しているものです。内容については、先月の議案送付の際に事前に配付させていただき、意見等がある場合は3月1日までに事務局へ報告をいただくようお願いしておりましたが、今回意見等はありませんでした。つきましては、各項目内容の詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、議案書の18ページから25ページをご覧ください。初めに、18ページのⅠ、農業委員会の状況では、本市農業の概要と委員会の体制について記載してあります。

続いて、19ページのⅡ、担い手への農地の利用集積と集約化、20ページのⅢの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、21ページのⅣ、

遊休農地に関する措置に関する評価では、1として現状と課題を、2で目標と実績を、3で目標達成に向けた活動計画と活動実績を、4で目標及び活動に対する評価をそれぞれ記載してあります。

なお、今回管内の農地面積については、本来、国が毎年公表している耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載すべきところ、当市台帳面積を平成31年より記載していたため、正誤表を19ページⅠの担い手への農地の利用集積と集約化の1、現状及び課題と2、令和3年度の目標及び実績の間に記載させていただいております。

次に、22ページのⅤ、違反転用への適正な対応については、1で現状及び課題を、2で令和3年度実績を、3で活動計画・実績及び評価として、違反転用是正のための取組内容を具体的に記述してあります。

そして、23ページから24ページの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、本年度の許可事務等の取扱い件数をまとめて記載させていただいております。

続いて、25ページ、Ⅶ、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容については、現在空欄となっておりますが、この後ⅠからⅥについて承認をいただきますと、この内容をインターネット上で公開し、市内の農業者からの意見を聞き、参考にした上で記載内容を追加、変更し、空欄を埋めて国、県へ進達することとなります。

同じく25ページ、中段Ⅷ、事務の実施状況の公表等については、記載内容のとおり、ホームページにおいて公表しております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第70号 令和3年度長岡市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第71号 農地法第3条の許可申請について

議長

議案第71号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

なお、11番は田中豊委員が関係する案件でございますので、その案件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の27ページから30ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は19件でございます。

1番から10番、12番から14番は売買による所有権移転、15番から19番は贈与による所有権移転であります。

なお、6番、13番、16番、17番については、許可後の経営面積が50アール未満でございますが、6番については栃尾地域の下限面積は20アール、13番につきましては小国地域の下限面積は20アール、16番、17番については川口地域の下限面積が30アールとなっておりますので、それぞれ問題ないものと考えております。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第71号 農地法第3条の許可申請について、11番を除き許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続いて、11番について審議します。この案件は、田中豊委員の関係する案件でございます。委員の議事参与はできませんので、退席をお願いします。

(田中委員 退席)

議長

それでは、審議を始めます。

11番について事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

11番は、売買による所有権移転であります。本事案は、田中委員の同居の親族への売買でございます。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

審議に入ります。

それでは、ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第71号 農地法第3条の許可申請について、11番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、採決の結果は許可ということで決定いたします。

田中委員の着席を求めます。

(田中委員 着席)

議長

田中委員にお伝えします。

11番について原案のとおり許可することに決定しました。

議案第72号

農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長

議案第72号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書の32ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の2件でございます。

1番、深沢町の畑について、資材置場及び駐車場敷地として一時転用する許可を受けていた案件でございますが、このたび令和4年12月31日まで期間を延長するものでございます。

2番、十日町の田について、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件でございます。このたび、令和5年10月17日まで期間を延長するものでございます。

この案件は、後ほどご説明いたします農地法第5条許可申請の11番と

も関連をしているものでございます。

以上の件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第72号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第73号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第73号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、中之島地域2件、計3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において3月17日までに現地確認を実施しております。

1番、才津南町の畑について、農機具格納庫兼車庫として利用するものでございます。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、才津南町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

2番、中野中の畑について、住宅、農作業所、農機具格納庫兼車庫、物置及び通路敷地として利用するものでございます。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の

一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の6番と関連をしております。

3番、中野中の畑について、農作業所及び通路敷地として利用するものでございます。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

この案件は、後ほど説明いたします農地法第5条許可申請7番と関連をしております。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第73号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第74号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第74号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書36ページから38ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域6件、中之島地域2件、越路地域3件、和島地域2件、寺泊地域2件、計15件でございます。

1番、寺泊年友の田について、貸し資材置場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年4月1日から令和4年4月30日までの計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が譲受人が創業者である会社への貸し資材置場であり、既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものがございます。

2番と5番は同一の計画になりますので、一括して説明をいたします。島崎の畑についてであります。住宅建築敷地として利用するために、2番については売買、5番については贈与による所有権移転をするものがございます。工期は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものがございます。

3番、寺宝町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年9月30日までの計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものがございます。

4番、寺泊竹森の田について、駐車場敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊竹森集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものがございます。

6番、中野中の畑について、先ほど説明いたしました農地法4条許可申請の2番と関連をしているものがございますが、農作業所、物置及び通路敷地として利用するために交換による所有権移転をするものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタ

ール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

7番、中野中の畑について、先ほど説明した農地法4条許可申請の3番と関連をしております。住宅、農作業所、物置、庭及び通路敷地として交換による所有権移転をするものです。議案資料33ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

議案資料の7ページ、8ページでございますが、4条申請2番、3番、5条申請6番、7番と、ちょっと分かりづらくなっていますが、これは、親類関係にあるお二方がこれまで土地について整理をされておらなかったのをこのたび整理するものでございます。

続きまして、8番、親沢町の田についてであります。工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものでございます。工事は、令和4年4月1日から令和4年8月31日までの計画でございます。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

9番、飯塚の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの計画でございます。申請地は、飯塚集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当するもので、転用目的が一時的な利用であるため、許可できるものでございます。

10番、神谷の田について、砂利採取運搬路用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年4月18日から令和6年7月17日までの計画でございます。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

11番、十日町の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申

請の2番とも関連をしております。砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年4月18日から令和5年10月17日までの計画でございます。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

12番、脇川新田町の田について、地区集会所建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年10月31日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、現在借りている地区集会所の敷地について返却を求められたことに伴い、近接地を選定し移転するものであることから、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

こちらは市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可も必要となります。

13番、西津町の田について、農産物集出荷施設建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年10月30日までの計画でございます。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものでございます。

14番、東谷の田について、石油及び天然ガス採取施設敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

15番、上富岡2丁目の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料35ページに経過説明を掲載しております。申請地は、上富岡2丁目集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。隣接する本家と相互扶助する必要性から、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

堀徳太郎委員 私、5番の堀でございます。番号4番と番号12番なのですが、竹森集落自治会と、それから脇川新田町町内会となっておりますけれども、これは地縁団体として市の法人許可をもらっておるのですね。

今坂係長 はい、認可を受けております。

堀徳太郎委員 分かりました。結構です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がないので、採決に入ります。

議案第74号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしの聲を受けましたので、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第75号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第75号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 初めに、議案書の訂正をお伝えします。

議案書発送後に中間管理権設定（公社借入）及び使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）において、仮換地地番と従前地地番がダブル計上されていることが判明しました。件数に変更はございませんが、筆数と面積が減となります。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の1ページに修正した内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際はそちらをご覧ください。

それでは、改めてご説明申し上げます。お手元の別冊、農用地利用集積計画を1枚めくったところの内訳表をご覧ください。今月は、利用権

の設定・移転で232件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が178件、使用賃借権設定が19件、賃借権移転が35件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続きのため、新潟県農林公社が集積一括方式により、中間管理権を設定し転貸するものです。

はじめに、農地中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは387件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が375件、使用賃借権設定が12件となっています。

続いて、使用賃借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは194件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が183件、使用賃借権設定が11件となっています。

なお、詳細内容については、2ページ以降の別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いいたします。

以上、計813件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局としましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第75号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第76号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第76号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の45ページから50ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは42件の申出があり、内容については賃借権の移転が31件、使用貸借権の移転が11件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第76号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4

報告第13号 農地法の届出通知等について

議長

日程第4、報告第13号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を52ページに、5条の届出について13件を

53ページから55ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を56ページに、18条合意解約について10件を57ページ、58ページに、利用権解約について93件を59ページから72ページに、中間管理権の解約について10件を73ページ、74ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

ただいまは報告事項でございます。

報告第14号

非農地判断について

議長

報告第14号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

非農地判断についてご報告申し上げます。

議案書の76ページから115ページをご覧ください。この件は、昨年11月の全員協議会において、農振計画の見直しに伴う非農地判断について、最終確認中で、関係部署との調整中というご説明をさせていただいたのでございます。予定より期間を要してしまいましたが、関係部署との調整が整い、地区担当の委員の皆さんから確認や所有者への通知など、所要の手続を全て終えましたので、ご報告申し上げます。

来年度以降につきましては、利用状況調査において委員の皆さんから報告をいただいている場所についても、長岡市は市域も広く、一度にはできませんけれども、段階的に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長

ただいまは報告事項でございます。

以上、審議全て終了いたしました。

これをもって第22回総会を閉会といたします。

閉 会（午後2時50分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年3月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">24</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>人</td> <td></td> <td>吉川勇 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td></td> <td>岩本一男 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	24	人		議事録署名委員	欠席委員	人	0	人		吉川勇 委員		計	24	人		岩本一男 委員
出席委員	人	24	人		議事録署名委員																		
欠席委員	人	0	人		吉川勇 委員																		
	計	24	人		岩本一男 委員																		